慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フォルスト考 : 所謂「フォルスト問題」についての素描
Sub Title	Über de Begriff "Forst" : Ein Adriß von dem sogenannten Forstproblem
Author	景山, 久人
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.1 (1973. 1) ,p.59- 67
JaLC DOI	10.14991/001.19730101-0059
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730101-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

フォルスト考

――所謂「フォルスト問題」についての素描――

影山久人

挖

I グリム説

Ⅱ その他のゲルマニスト説

Ⅲ ロマニスト説

IV 「フォルスト」の歴史的意義

V 結 部

序

同じく「森林」を意味して、「ヴァルト」と云い、「フォルスト」と云う。今日このふたつの言葉は、前者が南ドイツで、また後者は北ドイツにおいてそれぞれ、より一般的に用いられるというようなことが云われるとしても、その意味するところにさして明確な違いが存しているわけではない。しかし、より古い時代において人びとは、このふたつの言葉を(同じく「森林」には違いないとしても、そこに)何か或る相違した意味内容を有する語彙として用いていた。例えば、18世紀にゲーテが書いた文章のなかに、"man redet von großen Wäldern und in ihnen sind einzelne Forste gelegen"との表現が見られるのもそれを示す一例である。

"Wald"と云う場合,それは、Borgwald とか Gebirgswald などといった云い方をされることが多いように、或る景観像を表示するものとして用いられるのが普通であり、そのような場合、いわば自然物そのものと云った観念と結びついているものとしてよかろう

ところが、林葉とか森林経営、あるいは林学という

のは、Forstwirtschaft であり、Forstwissenschaft である。Waldwirtschaft とは普通殆んと云われないし、さらに、Waldwissenschaft という言葉は用いられない。そして、その Forstwirtschaft なり Forstwissenschaft なりの対象となるものはWaldである。即ち、Wald をめぐって、それを対象とする仕事、経営さらには科学などの人間行為を表わすとき、Forst という字が用いられているのである。

とまれ、"Wald" と "Forst" とは、これを少し詳しくみるならば、相違した意味合いのもとに用いられていることが知られる。では、これらの言葉さらには概念は、本来どのように違い、各々いかなる本源的な意味を体したものであったのか。ここでは「ヴァルト」は問題とならない。では、「フォルスト」とは何か。

I グリム説

「フォルスト」という言葉は、そもそも何を意味したのであったか。これを検討してみることは、ドイツ林政史、林業発達史にとって、いわばその序論的な意味をもつとも考えられる。のみならずそれは、後に言及されるであろうように、ドイツ社会経済史、国制史研究の上にも少なからざる意義を有するものである。

この「フォルスト」("Forst"—"foresta", "forestes")という言葉の意味ないし概念内容を、その語源研究に結びつけて明らかにすることは、かなり古くから、言語学者、林学者、また歴史研究者たちによって議論されてきたところであった。「フォルスト問題」("Forstpro-

注(1) Grimm, J. u. W., Deutsches Wörterbuch Bd. IV-Hbt. 1-Hälf, 1 S. 6., Siegel, J., Die Veränderungen des Waldbildes im östlichen Erzgebirge im Wandel der geschichtlichen Jahrhunderte, Tharandter Forstliches Jahrbuch Bd. 78, 1927. S. 91.

⁽²⁾ この点については、さしあたり Hornstein, F. von, Wald und Mensch-Waldgeschichte des Alpenvorlandes Deutschlands, Österreichs und der Schweitz 1950. SS. 1-3 を参照。

blem"、「forestesproblem")と称されるものがそれである。 このような言語の問題について、我々が先ず繙いて みるのはグリムの古典『ドイツ語辞典』であり、さら にまた、語源についての著名な辞典『クルーゲ・ドイ ツ語語源辞典』であろう。そこではどういう解答が与 えられているか。先ず、グリムを見る。

この ゲルマニストの説く ところによれば、 "Forst" は古高ドイツ語の "foraha" (=abies モミ。または pinus マツ, つまり Föhre)——ないしは、中高ドイツ語の "vorha"、 新高ドイツ語の "fohre", "föhre", またとくに (集合概念としての) "forahahi"——にその語源を有するものであるという。

またグリムは、この言葉の意味についてつぎのよう な説明を与える。

16 世紀の Maaler もこの "Forst" を "fronwald" (wald froho=heilige vorste) として説明しているように、中世初期の文書に初めて現われてくる "forestis", "foresta"は、それらの個所において「王有林」の意に解すべきであると考えられ、「フォルスト」とは森林のうちでもとくに禁制林あるいは君主 (ないし領主) 有休である、と説く。では、"foraha"という一樹種の名前から生じたとする「フォルスト」が何故王有林という意味に結びついてくるのか。その点について、かれはこう云う。

マルク共有林というのは、先ず第一に家畜の放牧にあてられた森林であるから、それらは飼料となる果実を生ずる広葉樹林(とくに、カン、ブナ)であることが普通であって、これに対し禁制林の場合には針葉樹林であることを以てその特徴とするのであると。つまりグリムは、,,mark"と ,,forst"とを――今日 なお、嘗て ザクセンの 君主直轄林であった ターラントの森(ドレスデンの近く)が針葉樹林であり、これに対して、

マルク林であったツェラーの森 (ナッサウ近く) が広葉 樹林であるように――「広葉 樹林」対「針葉 樹林」と (5) 見る。

ただし、「フォルスト」の語源についてのこの説は、何もグリムによって最初に云われたというわけではなく、それはかなり古くより行われてはいたものであった。例えば、既に17世紀後半、シュトルーヴェという学者もこの語源について上述のグリム説とほぼ同じような見解を示していると云う。

だが、"for(a) ha"、"for(a) hahi" (=Föhrenwald) に 語源を求めようとするこの見解に対しては、言語史学 の側から、また森林史研究の側から、多くの反論がな されており、例えば次のような点が指摘される。

"forestis" が現われてくる中世初期のドイツ西部ないしフランク帝国においては――この地域の森林史研究の成果から見て――針葉樹林は非常に少なく, むしろ広葉樹林が殆んどであったと考えられる。そこで, このことよりすれば, グリムのように "foraha" と "forestis" とを結びつけ, この針葉樹種名を以て森林一般を表示せしめることにはかなりな無理があるとしなければならず, 従ってこの説は当たらないとされるのである。

また次のことも云われる。

かれは、"foraha"、"forahahi" (=Föhrenwald) という、あくまでも「森林」そのもののうちに「フォルスト」の起源的な意味を見てゆこうとするのであるが、実際にメロヴィンガー期文書のなかで最初に現われてくる。,forestis" の意味は――後にも言及するであろうように――その個所の文脈の中では、何らかの森林と解するよりはむしろ水流での漁獲(権)と考えた方が妥当であろうと云われているように、ここでは森林そのものに拘泥すべきではないとするもので、この反論は有

注(3) Grimm, a.a.O., SS. 3-5.

⁽⁴⁾ Ebenda, S. 4.

⁽⁵⁾ Ebenda, S. 4. 尚, グリムはここで、この foraha ないし forahahi=Föhrenwald を以て「フォルスト」語類とする見方の真実性を高めるものとして、次のことを指摘している。

それは、スラヴ語においてこれと全く相似した現象を見出すことができるとするものである。即ち、スラヴ語のbor は pinus=forhe のことであるが、この言葉が同時に集合概念としての forhahi つまり針葉樹林をも意味するのである。のみならず、ボーランド語としては、この bor という字は更に進んで「森林一般」の意となるのであって、そこに、(代表的な) 或る樹稲―→針葉樹 (林)―→森林一般という、かれがドイツ語の「フォルスト」について考えているのと全く同じ現象が見られる、というのである。

⁽⁶⁾ Mantel, K., Sprachgebrauch und sprachgeschichtliche Ableitung des Wortes Forst in Forstgeschichtliche Beiträge 1965, S. 185.

⁽⁷⁾ Endres, M., Die Ableitung des Wortes "Forst", Forstwissenschaftliches Centralblatt Bd. LI, 1917, S. 91.

力とされる。

しかしまた、この説が全く認められなくなったというのでは勿論ない。

1934年の論文で言語史学者のガミルシェークは、基本的にはやはりグリム的見解に連なりつつ、ただ、より厳密な言語学的分析を以てするならば、"Forst"の語源は "foraha" にではなく、"forhist"(これは針葉樹喬木林の意となる)に求められるべきであるとの修正説を唱えている。更にはまた、グリムの辞典と一緒に挙げた「クルーゲ・ドイツ語語源辞典」の最新版(クルーゲニミッカ版)では、その "Forst"項目において、このグリムニガミルシェーク説を以て有力な見解と見做しているのである。

Ⅱ その他のゲルマニスト説

次に、古高ドイツ語の "forosta-", "furista-" すなわち "Fürst" (=Vordester, Vorsteher) を "Forst" と結びつけて、この言葉の語源を考えようとする試みもなされた。

グリムが Forst を以て Gemeindewald に対する Fürstenwald (ないし Herrenwald) (君主有林) だとしている点は確かに一面の真理を含んでもいるのであるが,この林業史上の事実よりしても、上記の "Fürst" 起源説は確かに説得力をもってはいる。のみならず、14世紀ニーダーザクセンの文書のなかで、同じ "vorst" という字が「森林」と「君主 (諸次)」の両方の意味で用いられている事実もあるという。

しかし、今日、この "Fürst"→"Forst" とみる見解 は、言語史研究の上からは否定されている。 更に、"First"という言葉にこの語源を求めようとする説もある。そして、この二つの言葉の意味の上での結びつきについては、"First"の意味のとり方に従って二様の解釈がなされる。

即ち、先ず、"First"は Bergfirst(山陵ないし山頂)を指称するものとして考えた場合、実際に森林は屢々山頂や山陵に在るものであるというところから、この "First"という字が "Forst"に転化し、森林を意味するようになったと見るのである。

この他方で、つぎのような解釈もなされた。即ち、この字はまた――これは既に 18世紀、ハレの官房長であり法律学者であったフォン・ルーデウィッヒの著述のなかにも表明されている見解であると云われるものなのであるが――「家屋の一等高い部分」を指してFirst (=Dachfirst, Firstbaum「屋根の棟木」)とも称するように、"hoch"の意味をも有しているのであり、そこからこの言葉が「森林」の意味にも用いられるようになった、というのがそれである。

しかしこの両者いずれの見方にしても、そのように First と Forst とを結びつけることによって、「フォルスト」が何か(森林一般とは違った)特別な意味を含んでいるということを示唆するものとはならない。

だが、ここで、この "First" 起源説との関連において特に注目さるべき見解として現われたのは、新しく J.トリエル教授によって唱えられた説であった。

かれの論ずるところによれば、 "Forst" は "First" に由来するのではあるが、そのばあい、この "First" なる言葉は本来「柵」 (Zaun) の意味も 有していたと 考えられるのであって、スイスの或る地方で行なわれていた興味深い用語法はそれを示していると見られる

注(8) Kaspers, W., Zur Geschichte des Begriffes und Wortes Forestis "Forst", Forstarchiv Jg. 30, 1959, S. 132.

⁽⁹⁾ Kluge-Mitzka, Etymologisches Wörterbuch der deutschen Sprache 19. Aufl., 1963, S. 213. この「クルーケ語源辞典」の旧い版(A. ゲッツェの編纂)では、この「フォルスト」について、ロマニスト説に立っており、グリム的見解は全く無視されているのであるが、新しくW. ミツカによって編纂されたものになってから、本文に述べたように、ガミルシェークその他のゲルマニステンによる新しい研究成果を取り入れつつ、グリム説も有力なものの一つとして再評価されているのである。尚、クルト・マンテル教授は、Kluge-Götze 版においてグリム説が支配的な見解とされていると書いているが(前掲の Forstgeschichtliche Beiträge 所取論文185頁=註(6))これは誤りであるう。

⁽¹⁰⁾ Endres, a.a.O., S. 91.

⁽¹¹⁾ Hoyer-Urkunde aus Niedersachsen von 1314 がそれである。

⁽¹²⁾ Mantel, a.a.O., S. 185.

⁽¹³⁾ Kaspers, a.a.O., S. 132. Mantel, a.a.O., S. 185.

⁽¹⁴⁾ First→Forst というような i→o の母音変化は、言語史の上で、他にもよくみられるところであると云われる。

⁽¹⁵⁾ Bernhardt, A., Zur Etymologie des Wortes "Forst", Zeitschrift für Forst- und Jagdwesen Bd. III, 1871, S. 119.

⁽¹⁶⁾ Ebenda, S. 119.

⁽¹⁷⁾ Kaspers, a.a.O., S. 132.

ものであると云う。その用語法とは、「柵への入口」を 指すのに、die Forst"を以てし、また一方、der Forst" によって「(他者の所有する土地のなかへ) 迷い込んだ 放 牧家畜に対してその土地所有者が有する没収権ないし はその迷い家畜を元の所有者が取り戻すための受け渡 し金」を意味する、というものである。こうしてトリ エル教授は、「柵による 囲い込み」という一種の法的 観念を議論の中心点に持ってきて、これによって「フ ォルスト」の有したそのような意味合いを浮き彫りに したのであった。

Ⅲ ロマニスト説

以上,「フォルスト」なる言葉がいかなる語源に由来するものであり,本来どのような意味を有していたものであったか,という問題に対して試みられた説明のいくつかを,ごく簡単にみてきたのであるが,それらの諸説に共通して云えることは,foraha(forahahi),Fürst あるいは First のいずれにしても,すべてドイッ古語を以てその解答とするところの"ゲルマニスト説"だという点である。

その他方, これらに対し, 何らかのラテン語の中に この語源分析の解を 求めようとする "ロマニスト説" も並びおこなわれてきたのであった。

例えば、最初のドイツ森林史を著わしたシュティッサー (Stisser, Forst= und Jagdgeschichte der Teutschen 1737)は本書のなかでこの問題に触れ、ラテン語 "fera" (野飲の意) を以てその解答としていると云う。しかし、この説は今日では一般に否定されている。

また、ラテン語の "forum" (囲い込まれ 〈垣をめぐらされ〉, 規制を受ける市場。ないしは、〈裁判のための〉 集会 所の意) から生じたと唱えるものもあった。

しかし、ここで、特に重要な意義をもつこととなっ

た学説として取り上げられなくてはならないものは、「フォルスト」の語源はラテン語の"foris"(=(von) draußen, außerhalb「外部で」「除外」の意)に帰する(つまり、forestis=foris+estis)とする見解である。すなわち、「フォルスト」の本来の意味は「ある区域を一般的利用から除くこと、ないしその特別区域」にあったとするのである。

ヘルマン・ティンメは 1909 年, 『古文書学雑誌』第 2巻において, この「フォルスト問題」を扱った画期的な論文を発表した。そしてこの論文において, 上述した "foris" 説の立場がとられている。

とはいえ、この "foris" 説自体は、何もティンメによる新発見の説というのではなかった。既に他の諸説とならんで、この見解も早くより云われてはいた。ただ、これを十分実証的に説いたのは上記論文が最初である。

マックス・エンドレス教授は、ティンメ論文が現われた後この問題についての当時の学界展望的な論文『フォルスト語源考』を書いているのであるが、かれはそのなかで、これまでこの foris 由来説を唱える見解もあるにはあったとしても、それは他の立場をとる諸説と同じく何ら科学的証明を伴っての議論とはなり得ていなかったのに対し、「ティンス氏は "forestis", "foreste" の現われる史料を年代順に整理することによって、さまざまの時期において "フォルスト設定の目的"が何であったかという問いへの解答に一歩一歩近づいてゆき、このようにして、フォルストは "foris"に由来したという事実を、はじめて満足し得る精確さで以て証明することができたのであった」と述べている。

かれの以前においては、多かれ少なかれ――先に、 グリム説のところでも見たように――「フォルスト」を

注(18) Mantel, a.a.O., S. 185.

⁽¹⁹⁾ Kaspers, a.a.O., S. 132.

⁽²⁰⁾ ルドルフ・キース教授によれば、ウェルテンベルグの「テェービンゲンの森」(Tübinger Forst) のなかに含まれるシェーンブッフの森(小林区)についての森林史研究はつぎの点を明らかにしているという。即ち、この Schönbuch なる固有名詞の山来について、"Schön" は "schie", "schi" から生じたものであって、それは「柳(による聞い込み)」を意味するものである、という。 Kioß、R., Die Rolle der Forsten im Aufbau des württembergischen Territoriums bis ins 16. Jahrhundert 1958, S. 44.

⁽²¹⁾ Mantel, a.a.O., S. 185.

⁽²²⁾ Kaspers, a.a.O., S. 132.

⁽²³⁾ Thimme, H., Königsgut und Königsrecht nach den Forsturkunden vom 6. bis 12. Jahrhundert, Archiv für Urkundenforschung 2. Bd. 1909, SS. 101-154.

⁽²⁴⁾ Endres, a.a.O., S. 92.

以て「王有林」(ないし「諸侯有林」) と見做す 考え方が 強かった。しかしここで、ティンメによっても明らか にされている次の事実が注目される。即ち、この字が 記録に初見されるのは6世紀半ばメロヴィンが期の文 書においてなのであるが、そのばあいこの『フォルス ト」は、森林との関連においてではなく、水流での漁 獲権を意味しているものとして理解されなくてはなら ない、という点である。更に、王有林を示す語彙とし ては別に "silva regis" なる字も用いられており、また、 forestis Windegonia & silva Vitconia (Windegonia= Vitconia), forestis Ardinna & silva Ardina..... OL うな forestis と silva の併用が屢々見られる事実など からも、"forestis"という言葉 (ないし概念) には何か 特別な意味合いが含まれるものと見るべきことは明ら かである。ティンメは、「フォルスト」によって意味 される実体となるものには勿論森林も含まれはするが、 それは、その他のもの、例えば牧草地とかブドウ畑な どと全く同列におかれるべきもので、他に比べて何ら 特別の重要性を帯びるわけではなかった、と論断して いる(ただ、これはフランク時代について云えることであっ て、ザクセン朝期はこの発展史の上で転換期となり、"forestis" はこの時期に入ってから、漸次「森林における狩猟独占」の意 を体するものとしての性格を色濃く示して来るのである。つ まり、ここにおいて「フォルスト」は、何よりも先ず"森林" について云われることとなる)。要するに、ティンス説の 核心は「フォルスト」を以て或る種の"法的概念"を 表わすものと見做そうとするところにあった。

ともかく、"Forst"の有した"法的区域" (Rechtsbezirke) としての性格を正しく指摘し浮彫りにしたティンメのこの論文によって、「フォルスト問題」は新しく真に学問的な議論の展開の礎を置かれることとなった。

しかし、嘗てはむしろドイツ古語起源説の方が有力 であった。

19世紀後半に、ドイツ林業史研究において権威であったA・ベルンハルトとA・シュヴァッパッハはともに、各々この問題をとり上げた論文を書いている。その際、ベルンハルトは――十分明確な結論は出し得ていないのだが――ともかく、専らゲルマン語説による解答を試みているし、まシュヴァッパッハの方も、それまではむしろラテン語説に傾いていたのが、この論文を書いた時には、明確にゲルマン語説を主張するようになっているのであった。

しかも、ティンメに対して上述のとおりの評価をな したエンドレス自身、その以前においてはむしろゲル マニスト説の方をとっていたと云ってよいのである。 即ちエンドレスは、今日にいたるまでドイツ林政学の 最も著名で数版を重ねた教科書 "Handbuch der Forstpolitik" を著わしており、その序論においてこの「フォ ルストとは何か」という問題に触れている。ところが、 そのばあい、1905年に出た同書初版の序論では、「フ ォルストの語源については今なお確然としないのであ るが、普通説かれているもののうち、fera (=Wild)、 foris (=außerhalb), foraha (=Föhrenwald) その他より 生じたと考える見解はいずれも十分満足のゆくもので はない。諸説のうちもっとも適当であろうと思われる ものは、ドイツ古語の fürst (=Vorderster, Vorsteher) に由来すると見る説である」とする考え方なのであっ た。それが, ティンメの研究が 発表された 1909 年を 挟んで,先に挙げた論文および上記 "Handbuch der Forstpolitik" の第2版では、 "foris" 説をそのままと っている。

前述したシュヴァッパッハなどの時代にかわって, 20世紀初めには新しく林業史学の権威となったエンド レスにおける、上に触れたとおりの変説は、ティンス説

注(25) Thimme, a.a.O., S. 102. また, これより三世紀を経て、9世紀における史料のなかにも、"forestis" が同じく漁獲権の意に解されるべく用いられている事例が見られるという。

⁽²⁶⁾ Ebenda, S. 103f.

⁽²⁷⁾ Ebenda, S. 105.

⁽²⁸⁾ Ebenda, S. 107.

⁽²⁹⁾ Ebenda, S. 127ff.

⁽³⁰⁾ Kaspers, a.a.O., S. 130.

⁽³¹⁾ Bernhardt, a.a.O., S. 115ff.

⁽³²⁾ Schwappach, A., Zur Bedeutung und Etymologie des Wortes "Forst". Forstwissenschaftliches Centralblatt Jg. 6, 1884, S. 515ff.

⁽³³⁾ Endres, M., Handwörterbuch der Forstpolitik 1. Aufl. 1905, S. 4f.

⁽³⁴⁾ Endres, M., Handwörterbuch der Forstpolitik 2. Aufl. 1922, S. 4f.

が研究史上に有した意義を、そしてまた旧いゲルマニスト説から新しいロマニスト説へという「フォルスト問題」研究の動向を端的に示しているものと云ってよい。そして、クルト・マンテル教授も書いているように、この論文でエンドレスが新しくこの立場をとって以来今日にいたるまで、(特に林業史研究者のあいだでは)この "foris" 由来説がほぼ通説になっているとすることができるのである。

しかし、現在すべて問題は解決されたというわけではなく、これへの反論もいくつか挙げられる。

先ず、このロマニスト説に対して、ゲルマニストの立場から、K・マンテルは――積極的な反論とは云えないが――、Forst"は、First"(「榾」ないし「囲い込み」の意味でのそれ)より転化したとする前記トリエル説を以て(それは、言語史学の側においては未だ有力な説となっているとは云い焼いとはしても)マンテル自身による林業史研究の成果とも極めてよく合致するものであるとして、これを採っている。

さらにまたカスパースは、ロマニスト説の立場に立って、基本的には、ティンメ説とともに「フォルスト」は起源的に"除外"(außerhalb)の意を含んだ概念であるとしながらも、より詳しい言語史的研究より見るならば、"foris"ではなくケルト語の "dvorestu-"から "forestis"が生じたとすべきものである。と説明し (37)(38) ている。

要するに、無主のないしは共同利用の森林から「フォルスト」を 創出 (設定) するために、 国王禁制権によってこれを公共的な利用の外に置くのである。 そして、 この言葉の語源ないしは (それと結びついての) 原

義を繞って、その "foris" よりの由来を唱えるロマニスト説をとるとしても、あるいはまた、ゲルマニスト説として最も注目される "First" 起源説の側に立つとしても、いずれも、上記の如き「フォルスト」の性格につながり得るものは有っている。ただ、この「フォルスト」として設定の対象とされるのは、必ずしも森林そのものである必要はなかった。水流や草地、また荒蕪地などが「フォルスト」とされて "囲い込まれる"ということもあったわけである。しかし、中世中期、特に10世紀以降は、漸次 "森林" がその実体となっていくのであった。

Ⅳ 「フォルスト」の歴史的意義

上述のとおり特にヘルマン・ティンス以降大きく進展することとなったこの「フォルスト問題」は、新しく、歴史学者とりわけ社会経済史家たちによっても取り上げられ、ドイツ史のなかでそれが占める意義を明らかにしようとする研究がすすめられてきた。例えば、グレックナーおよびベトゲは20年代において、『社会経済史季報』誌上に各々このテーマに関する問題を扱った論文を発表している。

しかし、ドイツ国制史の基礎について論じた際にティンスの研究を取り上げて、この「フォルスト問題」というものが歴史、特にドイツ史のなかで有した意義の剔抉を試み、この点の関明こそドイツ国制史の展開を理解する上で最大級の重要性を有するテーマに属することを示そうとしたのは、テオドール・マイヤー教授であった。

ドイツ国制史の 基本的特性 は 所謂「二元的国家構

注(35) この問題に触れた新しいものの一つとして、例えばへスメル氏もその著書のなかでこの "foris" 説を支持している。 Hesmer, H., Wald und Forstwirtschaft in Nordrhein-Westfalen 1958, S, 408.

⁽³⁶⁾ Mantel, a.a.O., S. 186.

⁽³⁷⁾ Kaspers, a.a.O., S. 132f.

⁽³⁸⁾ また、反論というのではないが、前にも述べたように、『クルーゲ・ドイツ語々源辞典』では、旧ゲェッツェ版から新しいミツカ版になってからゲルマニスト説の再評価がなされている。

⁽³⁹⁾ 日本語の「森」という言葉についても、ある程度これに似たことが云えるのだともいわれる。即も、「"もり"なる語は群集の義を有し且禁制の意を含むが如きは注目すべき点にして独乙語の Forst と相似たるは一奇と目はざるべからず」と。(西力蔵「林学の本質及体系に就て」第二章、「大日本山林会報」368号、大正二年七月号、二五頁以下)。

⁽⁴⁰⁾ Glöckner, K., Bedeutung und Entstehung des Forstbegriffs, VSWG, Bd. XVII, 1924. Bethge, O., Über Bifänges, VSWG, Bd. XX, 1928.

⁽⁴¹⁾ Mayer, Th., Geschichtliche Grundlagen der Deutschen Verfassung, in Mittelalterliche Studien, 1959, SS. 77-97. これははじめ Schriften der hessischen Hochschulen, Universität Gießen, Fg. 1933, H. 1 に発表されたが,後に上記論文集に収められたもの。ここでは、この論文においてマイヤーが論じているところに依りながら、ドイツ 史における「フォルスト」の意義をみてゆきたい。

造」にある。それは、共にフランク帝国的伝統の同一 要素のなかから出発しながらも中央集権的国家体制へ の途を辿ったフランスに比べて、対照的な発展を示し たものであった。そしてマイヤーは、この両者発展の 相違の間には、単なる発展段階的な差異(遅れ)などで はなく、もっと、ドイツ的本質とも称すべき事情が根 ざしていたのだとする。即ち、ドイツでは、レーン制 の網の目に属さず、最高封主としての国王とは何らの かかわりあいをも有さない自由所有地 (Allod) を支配 する高級貴族の統治が存在し得たということなのであ るが、では、そのような特殊な公権、自生的統治権は 何に由来するものなのか。それらの高級貴族とは、い かにして生じたものであったのか。そこに問題がある。 しかし、この問いへの確かな解答は与えられていない。 マイヤーは、これまで試みられてきたいくつかの説明 はいずれも満足のゆくものではないとして、ここで新 しく、「開墾」ということに注目するのであった。

かれは先ず東部の新地ドイツに目を向け、例えばザルツブルグ大司教領が本来開墾地から出発してラント 諸侯領を形成した事例その他の諸現象において顕然たる「公権の 創造源としての"開墾事業"」という 事実 (ないし視点)を抽出してくる。そしてこれを想定した上で再び西へ戻り、このような視角を以て見てゆくならば、このドイツ本土においても結局は東と同じようにヘルシャフト形成の原動力としての"開墾"を認め 得るのであって、それはウィットゲンシュタイン伯領その他についての諸研究が示すところである。とする。

かくて、マイヤーの結論はこうである。「開墾事業において目覚ましい働きをなした貴族が、それによって特権的地位を獲得したのではなかったか」と。自生的、云い換えれば国王より与えられたのでない公権――ないしは、その基本的要素としての上級裁判権――は「開墾地域」の内部において行使されたとするのである。つまり、この開墾事業を実行した貴族は、公益の維持・拡大のために働き、その意味で機能的には公権を行使したことにもなるという事情に基づくのであった。そしてこれは、フォン・ベローが打出した、「Gerichtsbarkeit adelt との原則のみによって説明付けようとする見解を批判し、逆に、「Adel verleiht Gerichtsbarkeit"という公式を強調すべきことを唱えたものであったとしてよい。

ただ、このように考えてみるとき――歴史上のそういう大きい出来事である限り――それは何らかの記録のなかに、(ドイッ人の屢々用いる表現で云えば)その"犹 澱" Niederschlag を残している筈のものと思われる故、これを見出さなくてはならないとする。そして、ここに繋ってくるのが前述の「フォルストとは何であったか」という問題に他ならない。

こうしてマイヤーはティンメの研究を取り上げ、そのドイツ史学上での評価を試みるのである。

注(42) 五百年間にわたってローマの支配下にあったフランス(西フランク)の国家制度は、ローマ的伝統を継承しこれを伸ばしてゆこうとする行き方であって、そこではローマ的国家に倣った「一元的国家観」が保たれた。グラーフの制度も、ローマ的統治体制のなかにうまく組み込まれ融合された態のものとなっている。

これに対して、ドイツでのグラーフは既存の統治組織のなかに嵌め込まれたなどというものではなく、逆にグラーフによる支配の方が先にあって、これを統合することによってはじめて出来上がったのがドイツの中央国家体制である。また、ゲルマン的裁判制においては、中央国家権力に由来するものだけではなく、これと並んで人民裁判所が重要な意義を有していた。そして、フランク帝国的諸制度がそこに移入されても、実際には、それが貫徹して行なわれ、公生活を支配するかたちのものとはならなかったのである。さらに、ドイツでは、バイエルンのタッシロ公にもみられるような王権に由来しない権力を行使した自生的部族大公領が形成され、また、レーン制が入れられてもフランスにおけるほどに根を下ろすことはなく、重要性を帯びるに至らなかった。ドイツでは、まったく王権とのつながりを有さず、レーン制も本来これに対して意味をもたないような高権——土地と人民とに対する広範な自生的支配権——が存在したのである。Mayer、a.a.O., SS. 77-86.

⁽⁴³⁾ この高級貴族 (所謂 Dynasten) は自生的な上級裁判権を行使し、それによって、グラーフシャフトという国家統治から外された領域――Bannbezirke、weltliche Immunität――が成立した。三百たらずを数え、九世紀頃から次第にはっきりしたものとなってくるこれら高級貴族は、一つの親族圏を形成する。そして、この所謂"旧"ドイツ諸侯身分は、レーン関係によって国王に直接結びついた新しい家柄のものとは明確に区別されるものであった。 Ebenda、S. 86f.

⁽⁴⁴⁾ ブレスラウ司教は開墾事情に基づいてその広大な支配領域を得ており、司教のこの領地とそれに隣接するシェレージェン公の領土との境界線は、この開墾が及び得た地域までということで以て定められている。また、ベーメンでも、これと相似した現象が見られる。Ebonda, S. 87f.

⁽⁴⁵⁾ Schlesinger, W., Die Landesherrschaft des Herren von Schönburg 1954, S. 42.

「フォルスト」とは何であったか。それは "foris" に 語源を有することによって本来「除外」の意を含み,「或る一定区域を一般の利用から、あるいは また―とこでは特にこの点に重要な意味があるのだが――般的な国家統治から除外すること、ないしはその除かれた特別区域」を原義とした。ただ、ティンメなどの見解とは相違して、マイヤーにおいてはこの「フォルスト」区域での開墾権が特に重視さるべきであった。即ち、この概念は、森林における狩猟といったことだけでなく、その森林(ないしその周辺)において行使されるその他の森林利用、とりわけ"開墾権"をも含むものなのである。

マイヤーはこの「フォルスト」が記録の中で実際に 用いられているいくつかの事例を挙げているが、その なかでも次の点は最も示唆に富む事実であると云って (47) よい。

10世紀頃、ザルツブルグ大司教は屢々全く国王の特許を得ることなく開墾を行なったのであるが、この所領の所有を一層確かなものとするために、或る時(977年)特権賦与の皇帝文書が偽造されているのである。ころが、その場合、この開墾地において大司教は全面と的な支配権を行使していたのであるにも拘らず、かれによって偽造された文書には、グラーフシャフトとか(上級)裁判権、あるいはインムニテートなどを賦与する旨明記されているわけではなく、ただ「フォルス

ト」特権を認めるとのみしたためられているのであった。そこに示されているのは、この「フォルスト」特権の賦与ということが取りも直さず、自由地所有のためのタイトルとして十全なものと見られていたとの事実に他ならない。そしてこのことは、「フォルスト」概念の意味内容と意義とをよく表現しているのであった。(48)

従って、次のことが云えよう。

「フォルスト」、forestis"、即ち公権獲得の源泉として一それが全てとは云わないとしても、少なくとも一一圧倒的に大きな意味を有するものは"開墾"であったこと。そしてまた、新しく開拓された土地にその本拠を占めない高級貴族というのは唯の一例さえ見出すことが出来ない点からしても、かれら高級貴族の特権的地位はこの、forestis"より引き出されたものと見做すことができるという事実、これである。即ち、開墾事業による生活空間の拡大という重要な機能を果たすことに基づいて公権を獲得するのである。それは王権による特許賦与があろうとなかろうと基本的に変わりはない。従って、ドイツにおいて公権は、中央国家権力より派生したものとは限らず、自生的なものも存した。つまり、公権の成立についての顕著な二元性がそこに見られたのである。

フランスにおいて公権はつねに――国王権力から合

注(46) 尚、カスパースによれば、1357年フランスの或る文書において "forest" と "deffors" (=draußen, außerhalb) と が同置されて用いられているのがみられるという。つまり、この場合、中世後期においてなお、"forest" なる言葉に はその語源的な意味がそのままに生き続けているのである。Kaspers, a.a.O., S. 132.

⁽⁴⁷⁾ かれは、ティンメやその他の成果を利用しながら、他にも次のような事例を挙げている。即ち、(1)スペインで、閉 墾地についての或る文書において、これに(上級)裁判権の結びつくことが書かれており、また(2)ザンクト・ガレン およびフルダの修道院文書でも、インムニテートが forestis と記されている。Mayer、a.a.O., S. 91

⁽⁴⁸⁾ Ebenda, S. 91.

⁽⁴⁹⁾ 先に、マイヤーが、東部ドイツについて明らかにされた諸事情を基にして、「公権の創造額としての"開墾事業"」 という視点を想定したことに触れたが、この認識と問題意識とを以て特にヘッセンないしライン中流地域に目を向け てみるならば、そこに、極めて特徴的な事情、注目すべき事実を見出すと云う。

ヘッセンはウェッテラウなどのように最も古い定住地を含む。が、同時にまた、これに隣接して、タウヌス、シュベッサルトその他のフランク時代以来はじめて開墾によって定住されるようになった地域も存在している。そして、この地域における高級貴族とその所在地との関係を見るならば次のような点が明らかとなる。即ち、かれら高級貴族が最初に居を占めたのは古い定住地においてであったとしても、それも辺境地域にあたるところであり、やがてそこから移って、結局本拠は上述のような新しく開墾された土地に置かれることになっている。そしてその地に、禁制区域が、あるいは広大なヘルシャフトが、また腱々ラント諸侯領までもが形成されることとなるのであった。のみならず、ここで特に注目される事実は、この地方の古い定住地のいずれにおいても高級貴族がそのヘルシャフトを築き上げたという事例はただの一つもなく、この地域にはどこの村落にでも見出し得るような規模の極めて多数の下層貴族がひしめきあっていただけであるという事情で、この点は特に強調されなくてはならないとする。

また、これと同じようなことは、例えば、ヴュルテンベルクで信託澄贈制的所領の所在分布は殆んど開墾された地域に限られており、古い定住地であった場所ではこれを欠いているというように、ドイツの他の地方においてもみられると云ってよい。Ebenda, S. 89f.

法的に賦与されると、非合法な簒奪によるとを問わず
──国家権力をその源泉とするのに対し、ドイツでは、 国家権力より派生することなくしかも合法的に公権が 成立し得た。ドイツにおけるこのような公権の成立、 国制史の特性を理解させるものがまさに、forestis"の 展開に他ならなかった。そしてそこに、「フォルスト」 の歴史的(とりわけ国制史上での)意義があり、 政治的 意味が存した。

V 結 語

ここにおいて留意すべきもう一つの側面がある。

ドイツ史において、所謂人的結合国家の色彩が強いなかから領域国家の形成をいかに説明付けるかは容易な問題ではないが、ここにおいても「フォルスト」概念は問題解決の緒口を与えるものである。

中世の多くの権利が重量的である (ゲメンゲラーゲ) という点から見るならば、「フォルスト」ないし森林高権は特異な、そして極めて重要な性格を有すると云わなくてはならない。即ち、その一円性という点である。それは、護送権について云えるのと同じ性格であった。これらはレガリーエンとして最重要のものに数えられるわけでは決してない。しかし、これらが有する一円性という性格によって、そのレガリア区域は領土の一円化、また拡大の目的を追求する上で重要な手段となり得るものであった。それは、所謂一円的テリトリウムにとってその「原型と前段階」を成すものと云ってよいのであり、それ故、15世紀頃の史料に屢々しれれば、15世紀頃の史料に屢々しれば、15世紀頃の史料に屢々しれば、15世紀頃の史料に屢々しているのは次して

精明 网络美国家族美国国际人名英国人名英巴

经存储的 医多多数 化氯基基 电流

\$5.60 数据编码,10.80 6 75 5 Me GA 3

偶然なことではない。また、1600年頃作成されたと思われる「ヴュルテンベルク公領地図誌」が、本来森林地図たることを目的としたのではないにも拘らず、アムトなどではなく森林区(Forstbezirke)を基準とし、これによる領内の区分法を採用して書かれているというのも、それによって一円的なものとしてのラントを描かんとしたところにその真意があったのだという。

ミッタイスが、「全中世を通じて、国王――および、後には諸侯――の森林高権は、実力の源泉として第一級の重要性を有していた」と云ったのも、上にみてきたような「フォルスト」の政治的意義を指すのであった。

即ち、ドイツでは、「レガリーエンは森の奥深く沈み込んでしまった」(ヘルボック)のであり、開墾権を伴うが故に特に重要な意味を有する森林権をその手中に収めた諸侯は、やがてその開墾地域に各々の領域国家を建設していった。

森林、フォルストとは、領国君主がそこに自分の国、自分の世界を築き上げてゆくべきその基盤に他ならない。江戸期林政思想家の筆頭に挙げられるべき熊沢蕃山が「山は国に有て第一高きもの也、君の象なり」(集義外書巻七)と言った言葉の意味をそこに置る。即ち森林とは、いわば支配者権力のシンボルとも云った意味を内に秘めるものなのであった。

本稿は、高村象平教授の御指導のもとに作成し、昭和 45年3月に提出した修士論文『ドイツ林学成立の背景』 の「第1章・序論」に僅かな修正を加えたものである。/

(大学院経済学研究科博士課程)

注(50) Knapp, Th., Neue Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte des würtembergischen Bauernstandes 1. Bd. 1919, S. 32.

⁽⁵¹⁾ Kieß, S. 137f.

⁽⁵²⁾ Ebenda, SS. 130-2. 尚, この点との関連で注目さるべき研究成果の一つとして、シグマリンゲン公領の領土境界線が1460年に定められた際、それは、既にずっと以前よりそこに存在していた森林境界 (Forstgrenzen) をその原型としてこれに従っているものであった、という事実が明らかにされている。 Ebenda, S. 7.

⁽⁵³⁾ ハインリッヒ・ミッタイス (世良訳)『ドイツ法制史概説』75頁。

⁽⁵⁴⁾ このヘルボックの言葉は、ミッタイス、同上書、209頁より引用。